

例 1 [ASEAN](#)

参考：外務省「[ASEAN](#)」「[ASEAN と日本](#)」・[日本アセアンセンター](#)・[JETRO](#)

ASEAN は、[1967 年 8 月 8 日の五カ国外相宣言 \(バンコク宣言\)](#) により設立された ([成立経緯](#))。ところが、この宣言は法的拘束力を持つとは考えられていない²。同宣言の内容を見た上で、なぜあえて法的拘束力を持たない宣言により ASEAN を設立したのか、考えてみよう。

1980 年に、[Cooperation Agreement between the European Economic Community and Indonesia, Malaysia, the Philippines, Singapore and Thailand - member countries of the Association of South-East Asian Nations](#) という条約が締結された。なぜ、当事者の一方が the European Economic Community であり、他方が“Indonesia,... member countries of the Association of South-East Asian Nations”なのだろうか。

1979 年に、[Agreement between the Government of Indonesia and ASEAN relating to Privileges and Immunities of the ASEAN Secretariat](#) という条約が締結されている。条約末尾を見れば、この条約の一方当事者が ASEAN であることが判る。なぜ、EEC との条約とは異なる対応がとられたのだろうか。この特権免除条約前文に言及されている [Agreement on the Establishment of the ASEAN Secretariat](#) の 11 条を見ながら考えてみよう。また、この特権免除条約と、1967 年バンコク宣言をインドネシアが 1983 年になって国連事務局に登録した (国連憲章 102 条) こと³との間には何らかの関係があるだろうか。

2007 年になって [ASEAN Charter](#)⁴ が採択され、2008 年 12 月 15 日に発効した。その 3 条を参照されたい。なぜ、この時点になってこのような条約が採択されたのだろうか。[日本が ASEAN 日本政府代表部を 2011 年に設置していること](#)は、憲章採択と何らかの関係があるか。

例 2 [国際決済銀行\(BIS: Bank for International Settlements\)](#)

参考：[日銀サイト](#)

BIS の法的地位について、BIS サイトの [Legal Information](#) というページを見てみると、いくつかの文書が出てくる。一番上の Convention respecting the BIS を見てみると、その

¹ 山影進『ASEAN シンボルからシステムへ』(東京大学出版会、1991 年)。

² 村瀬信也「ASEAN 統合の国際組織法的側面」アジア経済 26 巻 10 号 (1985 年) 4 頁。

³ 浅田正彦「国際機構の法的権能と設立文書」安藤仁介ほか(編)『21 世紀の国際機構』(東信堂、2004 年) 99 頁、136-137 頁。

⁴ [遠藤聡「ASEAN 憲章の制定——ASEAN 共同体の設立に向けて」](#) 外国の立法 237 号 (2008 年)、[鈴木早苗「ASEAN 憲章下での組織改革」](#) アジ研・ワールドトレンド 2009 年 11 月号、[鈴木早苗「ASEAN 憲章の策定」](#) アジ研・ワールドトレンド 2008 年 3 月号。

1 条に BIS への言及があるが、「ここに BIS を設立する」とは書かれていない。Convention respecting the BIS の下に Constituent Charter というものがあり、その「1.」を見ると、この Charter によって BIS が設立されたかのように見える。そこで、この Charter の法的性質はどのようなものか、これを締結したのは誰か、を考えてみると、Hague Convention に戻ってその 1 条に Charter への言及があること、それが Convention と一体のものとして扱われていることが判る。

では、Convention が国家間条約であり、Charter がその一部であるとする、BIS は国家間条約により設立されたことになるのだろうか。あらためて Convention の 1 条を読んでもみると、この条項によりスイスに義務が課されていることが判る。したがって、そこにいう force of law というのは、どうやらスイス法上の force of law ということのようなのである。

次に、Legal Information ページの Charter の下の Statutes を見てみると、その 1 条によれば BIS が株式会社として設立されたことが判る。以上を要するに、BIS はスイス法上の法人として設立されている。

ところが、(Brussels Protocol を飛ばして) その下の Headquarters Agreement を見ると、その 1 条で国際法人格が認められている。同 Agreement 末尾を見るとこれが 1987 年に締結されたことが判るが、1930 年から 1987 年の間に何が起こったのだろうか。

例 3 [バーゼル銀行監督委員会](#)

参考：[金融庁サイト](#)

バーゼル銀行監督委員会は、[自主資本規制など市中銀行に関するルール](#)⁵を作成している。

同委員会の法的地位は[同委員会憲章](#) 3 条(“Legal status”)に記されており、構成員については 4 条に定められている ([構成員一覧](#))。これは、国際機構と言うべきだろうか。また、このような法的地位で十分と考えられているのはなぜだろうか。

例 4 [世界アンチ・ドーピング機構\(WADA\)](#)

参考：[文部科学省サイト](#)

世界アンチ・ドーピング機構の法的地位は、[その定款](#) 第 1 条を見れば判るように、スイス民法典(le Code civil suisse)に基づく財団(fondation)である (定款の英訳は[こちら](#))。と

⁵ 久保田隆「金融監督規制に関する国際制度の展開」論究ジュリスト 19 号 (2016 年) 43 頁、藤田勉『グローバル金融規制入門』(中央経済社、2015 年)。

ころが、[国家が理事会などの構成員となっている](#) (スポーツ団体も構成員となっている)。そして、国家は[拠出金](#)も負担している。加えて、UNESCO (国連教育科学文化機関) が中心となって作成された[ドーピング防止国際条約 \(日本語訳\)](#) 3 条では、国家は WADA と協力することが義務づけられている。では、WADA はなぜ国際機構として設立されていないのだろうか。

WADA がどのような活動をしているかは、WADA サイトの [Who we are ページ](#) のビデオを見ると良い。WADA が作成する各種ルールは、日本語訳を含め、日本国内の活動を担当する [JADA のサイト](#) を見るのが便利である⁶。

この回の講義全体にかかる参考文献

- [Shotaro Hamamoto, "Joint Undertakings", *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* \(updated in January 2013\).](#) ([学内ネットワークよりアクセス可](#))

⁶ 参照、小寺彰「国際スポーツ法」道垣内正人・早川吉尚 (編)『スポーツ法への招待』(ミネルヴァ書房、2011 年) 95 頁、宍戸一樹「ドーピング規制——WADA・JADA の活動」同書 115 頁。